

補助金交付申請時
必要書類

※その他審査に必要な図書を求める場合があります

- ☐ 補助金交付申請書(様式第1号)
- ☐ 算出内訳書(別紙1)
- ☐ 対象建築物の概要(別紙2)
- ☐ 建築物の位置図 及び 配置図
- ☐ 確認済証又は検査済証の写し(建築計画概要書、課税明細書等の写しでも可)
- ☐ 吹付材の種類及び施工箇所、施工面積がわかる図書(平面図、矩計図 等)
 - ※吹付け材の名称等が明記されているもの
 - ※アスベスト等の施工箇所を赤色で表示すること
 - ※施工面積の根拠となる計算書等を明記すること
- ☐ 現況写真(外観 及び 吹付け材の施工箇所)
- ☐ 専門分析機関が発行した分析調査結果報告書 等の写し
- ☐ 見積書の写し
- ☐ 誓約書
- ☐ 所有者等が確認できる書類 ※最新の書類を添付してください
(固定資産税課税明細書、登記事項証明書、固定資産課税台帳兼名寄帳等の写し)
- ☐ 委任状 ※業者等へ手続きを委任する場合のみ添付

完了報告時
必要書類

※変更がある場合は事前に相談を行うこと

※その他審査に必要な図書を求める場合があります

- ☐ 実績報告書(様式第7号)
- ☐ 支払内訳書(別紙)
- ☐ 契約書の写し
- ☐ 除去等工事実施箇所の写真(施工前、施工状況、施工後)
- ☐ 領収書等の写し
- ☐ 建築物石綿含有建材調査者が工事に係る作業計画の策定等に関与したことを
確認できる書類(建築物石綿含有建材調査者 登録証の写し、等)

補助金交付請求時
必要書類

※完了報告時に交付請求書も同時に提出可

- ☐ 補助金請求書(様式第9号)

大分市

申請者

請負事業者

吹付けアスベスト
使用状況の把握等

「事前相談」受付

「事前相談」申込み

請負事業者は所有者からの
委任により、必要に応じて
事前調査等を行います。
(対象建築物の設計図書の
確認や現場での目視調査など)

事前に行うべき届出等につい
て確認します。
(関係法令の規制や必要な届出
など)

「事前相談」では、補助対象範囲などの確認を行います。
※相談の際は当該建築物の「配置図・各階平面図・現況写真(アスベ
スト施工箇所)・分析調査結果報告書」等をご持参ください。

*補助対象となる場合

「除去事業の検討」
見積作成依頼

現地調査・見積作成

見積内容の検討

請負業者の選定

石綿作業主任者等の
資格を有する業者を
選定してください

補助金交付申請書
受理

補助金交付申請書
提出

書類審査を行い
補助金交付決定通知
を郵送します

補助金交付決定通知
受理

※注意事項※
必ず「補助金交付決定通知」が届いて
から業者契約してください。
届く前に除去工事を行うと、事前着
手となり補助金支給ができません。

アスベスト除去等工事

実績報告書
受理

実績報告書
提出

除去等費用の支払いが
終わっていること。

審査を行い
補助金額の確定通知
を郵送します

補助金額の確定通知
受理

※他法令の届出等※
実績報告時に届出等の写しの添付が必要
です。
①建設工事計画届(写)
届出先:大分労働基準監督署
②特定粉じん排出等作業実施届(写)
届出先:大分市役所・環境対策課

補助金額の請求書
受理

補助金額の請求書
提出

※完了報告時に請求書も同
時に提出可

補助金交付を行います

補助金額の受領

※振込手続きに時間を要す
場合があります